

第9期宇部市高齢者福祉計画

施設整備方針(案)



I 第8期（R3～R5）の整備計画

入所施設も含め、地域密着型サービスの整備は行わない。

特別養護老人ホームの待機者等は、以下により負担軽減を図る。

- ①既存の小規模多機能型居宅介護や定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の利用
- ②在宅の要介護者のきめ細やかなニーズに対応するため、保健・医療・福祉等の多職種連携の取組を推進

【小規模多機能型居宅介護】

心身の状況、置かれている環境等に応じて、選択に基づき、居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話等及び機能訓練を行うサービス。

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護】

定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、居宅において、介護福祉士等により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話等を行うとともに、看護師等により行われる療養上の世話又は必要な診療の補助を行うサービス。

2 利用状況

R5年8月1日時点

(1) 施設・居住系サービス等の利用状況

サービス種別	定員(人)	空床数	空床率	※申込者数
特別養護老人ホーム (地域密着・広域)	668	28	4.2%	270
老人保健施設	540	24	4.4%	15
介護医療院	373	27	7.2%	13
認知症対応型 共同生活介護 (グループホーム)	288	10	3.5%	22
サービス付 高齢者向け住宅	679	15	2.2%	2
有料老人ホーム	1,364	25	1.8%	3
合計	3,912	129	3.3%	325

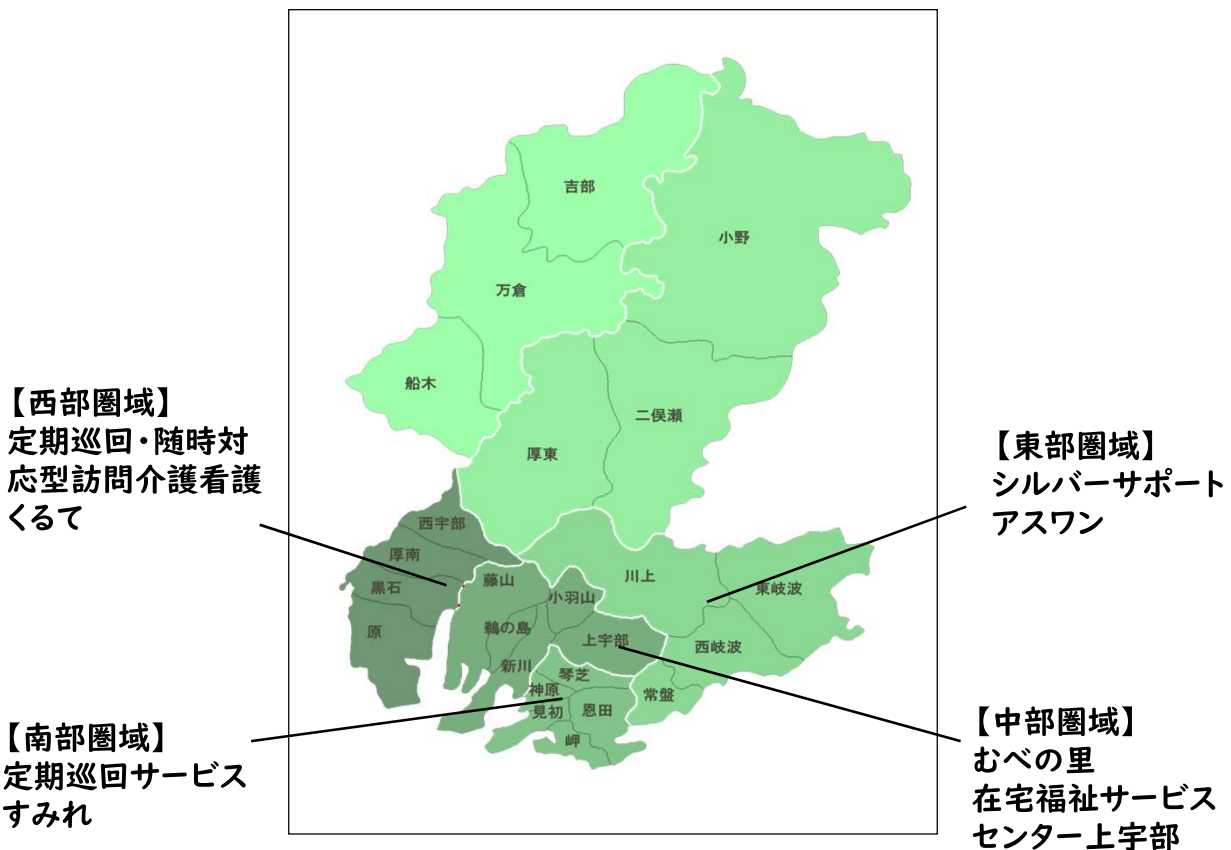
※申込者数…要介護3以上の申込者で、入所できていない人数
(他施設への重複申込も含む)

【特別養護老人ホーム】

要介護3以上の申込者(他施設へ重複申込を含む)は270人いるが、
28床が空床である。
これは「順番が来たが、まだ家で生活できる。」などの理由からである。

(2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護利用状況

項目	第6期 (H27~H29)		第7期 (H30~R2)		計
事業所名	むべの里 在宅福祉サー ビスセンター 上宇部	シルバー サポート アスワン	定期巡回 サービス すみれ	定期巡回・随 意対応型 訪問介護看護 くるて	
所在地	中村二丁目7 番43号	あすとぴあ七 丁目1番2号	昭和町一丁目 9番1号	黒石北三丁目 1番57号	
開設日	H28.11.1	H29.5.1	R2.2.1	R2.4.1	
設置法人	(社)むべの里 光栄	(社)アスワン 山荘	(株)レナール	(医)厚心会	
利用見込 人数			20	20	
登録人数	553	11	13	10	587
うち 在宅人数	5	9	8	9	31



(3) 小規模多機能型居宅介護利用状況

項目	利用人数	内訳		
		要支援1,2	要介護1,2	要介護3以上
A登録定員 (市内事業所数)	190 (7事業所)			
B登録者数	126	17	72	37
C登録可能者数 (A-B)	64			

3 調査結果

R5年8月1日時点

(1) 法人への施設整備等意向調査

No.	サービス種類	必要	不要	わからない	公募を検討	検討しない	未定
1	定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	11	6	18	1	24	5
2	小規模多機能型 居宅介護	6	11	18	1	25	5
3	認知症対応型 共同生活介護 (グループホーム)	11	8	15	1	24	6
4	地域密着型特定施設入 所者生活介護	4	13	18	2	27	3
5	地域密着型 介護老人福祉施設 入所者生活介護	4	12	18	2	27	2
6	看護小規模多機能型 居宅介護	6	11	17	0	27	4
7	夜間対応型訪問介護	10	8	17	—	—	—
8	地域密着型通所介護	4	12	18	—	—	—
9	認知症対応型通知介護	5	11	18	—	—	—

7～9のサービス種類は、公募対象外。

(2) ケアマネジャーアンケート調査

No.	高齢者が在宅生活を継続する上でさらに整備が必要な地域密着型サービスは何ですか。(1つのみ可)	割合
1	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	19.0%
2	小規模多機能型居宅介護	0%
3	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	—
4	地域密着型特定施設入所者生活介護	—
5	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	—
6	看護小規模多機能型居宅介護	9.5%
7	夜間対応型訪問介護	42.9%
8	地域密着型通所介護	0%
9	認知症対応型通知介護	9.5%
10	これ以上の地域密着サービスは必要ない	14.3%
11	無回答	4.8%
合計		100%

3～5のサービス種類は、調査対象外。

「1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護」は公募対象で、計画に記載が必要。

「7 夜間対応型訪問介護」は公募対象外で、計画には記載が不要。事業所が指定申請を行い、市が審査し要件を満たせば開設できる。地域で開設が望まれている現状を法人に情報提供し、働きかけていく必要がある。

4 施設整備必要数の推計

令和5年8月1日時点

項目	内容	整備必要数
A	特養申込者(270人)のうち、要介護3以上の自宅で待機し、かつすぐにでも入所を希望している方	15
※B	A×1.03倍(小数点第3位切り上げ) 第9期最終年度(R8)の要介護3以上認定者の伸び率	16
※C	Bを解消するための代替サービス等 ①小規模多機能型居宅介護	64
	②定期巡回・随時対応型訪問介護看護利用可能数 (第7期見込人数40人-第7期整備事業所の利用人数23人)	17
D	充足数(B-C)	-65

※B：特養待機者の負担軽減のための整備必要数

※C：Bを解消するためのサービス

①小規模多機能居宅介護利用可能数

通い、訪問、泊まりと連続的かつ柔軟に対応できるため、
中重度者の在宅生活の継続を確保できる。

②定期巡回・随時対応型居宅介護訪問看護利用可能数

複数回の訪問と必要に応じて随時の訪問ができ、また訪問看護との医療連携
が可能であり、中重度者の在宅生活の継続を確保できる。

5 第9期施設整備の方針

①既存の小規模多機能型居宅介護や定期巡回・随時対応型訪問介護看護等が活用できるため、**新たな入所施設整備は行わない。**

②法人の意向調査及びケアマネジャーアンケート調査を検討し、在宅要介護者のきめ細やかなニーズにさらに対応していくため、**定期巡回・随時対応型訪問介護看護を市内全域で1か所程度整備する。**



これらにより、住み慣れた地域で在宅生活することが期待できる。